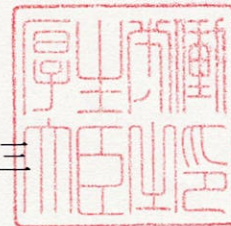


行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

厚生労働大臣 武 見 敬 三



令和5年10月30日付けの行政文書の開示請求（開第2311号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示決定した行政文書の名称

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案 説明資料（令和5年10月厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課）

2 不開示とした部分とその理由

「補論3」の一部等の情報に関しては、公にすることにより、違法な行為を行おうとする者が、処分を免れる企てを行うことを容易にする等、麻薬取締り及び麻薬犯罪の捜査等の業務に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法第5条第4号並びに同条第6号柱書き及び同号イに該当することから、これらの情報が記録されている部分を不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。